

つくば市保育所入所基準表（平成30年5月入所審査から適用）

◎基準指数

事由	備考	指数
父(母)いない	両親がいない場合は41点	21
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	20
入院・身障1・2級	精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A以上者も含む	20
病臥・身障3級	精神障害者保健福祉手帳3級以上、療育手帳Bの者も含む	18
身障4級	療育手帳Cの者も含む	16
通院月8日以上		17
看護等	日常生活において、全面的(食事・排泄・入浴等)介護を必要とする者について、1日8時間以上、一週間で5日以上介護を居宅において常態としてする場合	19
	日常生活において、一部介助を必要とする者(要介護3以上、身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳B以上の者)について、1日5時間以上、一週間で5日以上介護(看護)を居宅において常態としてする場合	16
	週5日以上、1日5時間以上の病院・施設付き添いを要する場合	16
	上記以外の看護等を行っている場合	13
外勤・自営業(事業主及び年収103万1円以上の専従者)	1日8時間以上	19
	1日7時間以上、8時間未満	18
	1日6時間以上、7時間未満	17
	1日5時間以上、6時間未満	16
	1日4時間以上、5時間未満	15
年収103万円以下の専従者	1日8時間以上	17
	1日7時間以上、8時間未満	16
	1日6時間以上、7時間未満	15
	1日5時間以上、6時間未満	14
	1日4時間以上、5時間未満	13
内職	1日8時間以上	16
	1日7時間以上、8時間未満	15
	1日6時間以上、7時間未満	14
	1日5時間以上、6時間未満	13
	1日4時間以上、5時間未満・身障5級以下	12
学生	1日6時間以上	13
出産	出産予定日前6週間から出産日の8週間が経過する翌日が属する月末までの期間に入所希望の場合	16
求職活動	起業の準備を含む求職活動を継続的に行っている	12
就学前児童4人以上		9

- ※
- ・父母それぞれの基準指数を合算し、世帯の指数により選考する。
 - ・複数の事由に該当する場合、最も指数の高い事由で選考する。
 - ・就労時間は休憩時間を含んだ時間となります。育児短時間での勤務の場合でも、正規の時間で選考とする。
 - ・勤務者の場合、最低1日4時間以上かつ月15日以上就労が条件。
 - ・申請時点で就労していたとしても、入所希望日が産前・産後期間である場合、「出産」での選考となる。
 - ・「学生」とは、国公立又は学校法人の運営する学校などの学生、職業訓練校等への通学者とし、月15日以上在籍の場合に適用とする。自宅学習は認められない。
 - ・「学生」のうち、就労等で収入を得ている場合は勤務証明書に基づき外勤として審査可能。
(ただし、1日4時間以上かつ月15日以上就労している場合に限る)
 - ・「看護等」での申請の場合、「看護等状況申告書」での看護・介護状況の確認が条件。

◎調整指数

調整区分	調整項目	指数
減算	就労等月17日以上20日未満	-1
	就労等月15日以上17日未満	-2
	勤務予定	-1
	65歳未満の家族※1が児童を保育することができる。	-5
加算1※2※5 (保育状況に関するもの)	母(父、祖父母等)が見ている。	0
	母(父)が仕事をしながらみている(内職以外)	2
	母(父)が仕事をしながらみている(内職)	1
	事業所内保育施設で保育中	2
	他人に日々依頼	2
	別居の親族に日々依頼	1
	認可保育所に入所している	3
	認可外または一時預かりに月15日以上1日4時間以上預けている	3
	認可外または一時預かりに月12日以上1日4時間以上預けている	2
	認可外または一時預かりに月8日以上1日4時間以上預けている	1
	家においてゆく(家に誰もいない)	4
	児童の直系親族以外のものに預けっぱなし	4
	育休・産休明け後入所希望(休業中に限る)	3
加算2※6 (優先利用に関するもの)	保護者の一方が県外に単身赴任	1
	きょうだい在同一となる保育所等の申し込み	2
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合※7	30
	生活保護世帯	1
	年齢制限のある認可保育施設(地域型保育事業を含む。)を卒園 ※連携施設を自己の都合により選択しない場合を除く。	5
	父・母いずれかが市内認可施設の保育士等で1日8時間以上勤務※3 4	9
	父・母いずれかが市内認可施設の保育士等で1日4時間以上8時間未満勤務	8

※1 同一住所の祖父母(別世帯同一敷地内含む)。おじ・おば及び学生の兄弟は含まない。

※2 保護者の一方、あるいは両方が勤務予定・求職活動中の場合、加算1については0点となる。

幼稚園入園児については、預かり時間に応じて、「認可外・一時預かり」に準ずる。

※3 保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師とする。

※4 父・母いずれも保育士等の場合、加点の大きい一方のみ加算する。

※5 加算1について、重複して該当する場合、加算が大きい項目を1つのみ適用する。

※6 加算2については、該当するものすべてを適用する。

※7 子ども・子育て支援法施行規則第一条第8項に該当することを証明する書類が必要となる。

(例:児童相談所からの措置解除通知)

〈選考方法〉

- 1 基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を求める。
- 2 合計指数の高い児童から順に選考する。
- 3 合計指数が同一の場合、施設の希望順位が高い児童から順に選考する。
- 4 合計指数・希望順位が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考する。
- 5 優先順位表でも順位が同一だった場合、抽選により選考する。

○優先順位表

※合計指数・施設の希望順位が同一の場合、順位が決まるまで以下の基準を順に当てはめて利用調整を行う。

優先順位	条 件
1	虐待やDVの恐れがある場合
2	ひとり親家庭で母(父)親の就労が必要な場合
3	年齢制限のある市内の認可保育施設等(地域型事業を含む。)を卒園し、引き続き保育所等の利用を希望する場合
4	保護者が、①障害・疾病、②災害復旧、③県外への単身赴任、である場合 ※①から順に優先とする
5	きょうだい入所施設への入所(転所)の場合
6	きょうだい同時申し込みの場合
7	申請年度内での待機期間が長い(月数で計算)
8	申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い
9	現に就労しており、認可保育施設以外での保育を実施している
10	入所希望月での保育料算定に用いる市民税所得割額が低い世帯 ※保護者合算した金額で判断
11	つくば市に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 ※直近の住民登録日から算定

〈優先順位の注意事項〉

- ・2の「ひとり親」とは、未婚・離婚・死別等により片親での保育を行っている世帯とする。離婚調停中での別居や内縁関係者がいる場合は該当としない。
- ・3については、連携施設があるにも関わらず、理由なく連携施設以外を希望する場合には適用しない。
- ・10については、入所希望月の申し込み締め切り日に保育料算定に用いる課税資料の提出がない場合は適用しない。
- ・11については、保護者のいずれか長い期間を適用する。